

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第18号

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校給食共同調理場設置条例（昭和58年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立太平小学校、太平中学校共同調理場の項を削り、同表秋田市立下北手小学校、下北手中学校共同調理場の項中「秋田市立下北手小学校、下北手中学校共同調理場」を「秋田市立下北手小学校等共同調理場」に改め、同表に次のように加える。

秋田市立下浜小学校、豊岩小学校共同調理場	秋田市下浜羽川字水垂92番地
----------------------	----------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。